



社会保険

いわて

奇数月発行 / 2022No.814



絵と文：千葉てるお

今号のお知らせ

- 令和4年10月～
社会保険加入の適用対象が拡大されます!!2
- オンラインによる年金制度説明会のご案内3
- 「限度額適用認定証」をご利用ください!4
- 整骨院・接骨院で治療を受けられる方へ5
- 令和3年度事業報告及び収支決算について6
- 社労士通信 vol.147
- 岩手県社会保険協会からのお知らせ8
- 8月・9月の年金出張相談所日程8

「街並みとあじさいの話。」
 一関市・あじさい園があり
 6月下旬から一ヶ月ほど楽しめます。
 期間の後半には「あじさいの池」が
 見頃となり、その見事な景観を目当てに
 多くの方々が賑わいを見せています。
 あじさいの思い出といえば
 幼少頃の町中の道沿いには
 あじさいがたくさんありました。
 学校の帰りなどには、あじさいの葉に
 大小のカタツムリを見つけては
 捕まえましたね。
 梅雨でジメジメしがちな気持ちも
 町並みにみるあじさいのボンボリが
 梅雨の街に明るさを感じさせる存在として
 この時期の記憶として残っています。



● 職場内で回覧しましょう!

一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ / <http://www.syahokyo-iwate.com/>

令和4年10月～

社会保険加入の適用対象が拡大されます!!

1 パート・アルバイト等の短時間労働者の加入条件が変わります

令和4年10月以降、「被保険者総数が常時100人を超える適用事業所」が「特定適用事業所」となり、一定の要件に該当する短時間労働者は、新たに社会保険加入対象となります。

現在	
従業員数 ^(※) 501人以上 の企業にお勧めで 右の4条件に該当するパート・アルバイトの方	<ul style="list-style-type: none"> ○週の所定労働時間が20時間以上 ○月額賃金が8.8万円以上 ○継続して1年以上の雇用見込み ○学生ではない
↓	
令和4年10月～	
従業員数 ^(※) 101人以上 の企業にお勧めで 右の4条件に該当するパート・アルバイトの方	<ul style="list-style-type: none"> ○週の所定労働時間が20時間以上 ○月額賃金が8.8万円以上 ○2か月を超える雇用見込み ○学生ではない

※従業員数＝フルタイムの従業員数＋週労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数(パート・アルバイトを含む)

2 適用事業所の範囲が見直されます

令和4年10月以降、常時5人以上の従業員を雇用している個人事業所について、強制適用事業所となる適用業種の中に新たに法律・会計に係る行政手続き等を扱う「土業」が追加されます。

令和4年10月以降に適用対象となる土業

- 弁護士 ○公認会計士 ○公証人 ○司法書士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○海事代理士
- 税理士 ○社会保険労務士 ○沖縄弁護士 ○外国法事務弁護士 ○弁理士

★ご注意ください

これまで、事業所を通じて提出された届書等に基づいて発行された「年金手帳」は、事業所宛てに送付していましたが、令和4年4月以降は、「年金手帳」に替わり、「基礎年金番号通知書」が発行され、**原則として被保険者宛て**に送付します。

※宛先不明等の理由で被保険者にお届けできなかった場合は、事業所宛に送付しますので、事業主を通じて被保険者に交付してください。

オンラインによる年金制度説明会のご案内

公的年金制度は、全ての国民と深く関わる重要な制度ですが、仕組みが複雑で難しく捉えられがちです。そこで、各種手続き・制度改正等の最新情報をわかりやすくお伝えし、疑問を解消いただくために、企業等に勤務されている方々を対象とした、年金制度説明会(無料)を実施しています。

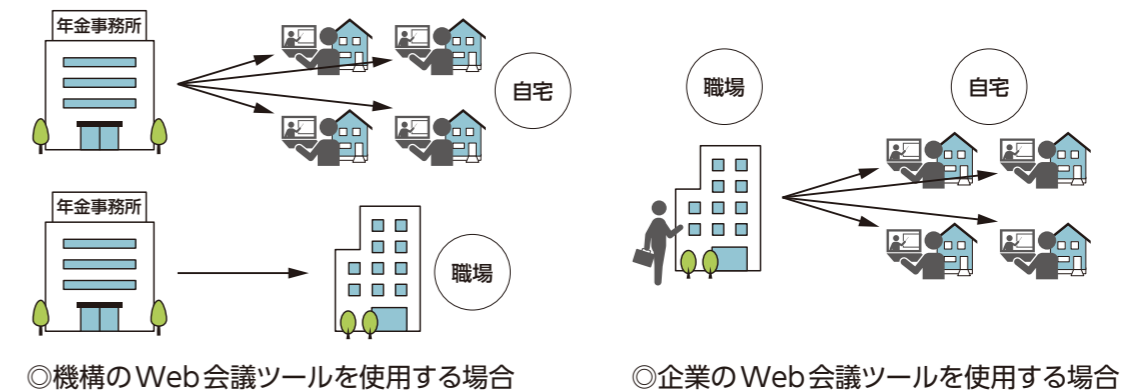
1 Web会議ツール等を利用した非対面型

リモートでの実施なので、職場やご自宅などから、気軽にご参加いただけます。コロナ禍で、人との接触が気になる方にも安心して受講していただくことが可能です。

※参加料無料、通信費のみ参加者様のご負担となります。

※日本年金機構がご用意するWeb会議ツールは「Microsoft Teams」です。

企業様がご持ちのWeb会議ツールでも対応可能ですが、講師がお伺いすることになります。どちらのツールをご使用希望か、お申し込み時にご相談ください。



2 訪問・対面型

講師が企業・その他会議にお伺いして、プロジェクター等を利用し、受講者の皆様と対面で実施するオーソドックスなスタイルです。



説明会の概要やお申し込み方法は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

年金を増やしてみませんか？ まずは、資料請求を！

全国国民年金基金 岩手支部

フリーダイヤル **0120-65-4192**

<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

〒020-0024 盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館9階



●入院など、高額な医療費がかかる見込みの方へ●

「限度額適用認定証」をご利用ください!

Q 限度額適用認定証 (以下、認定証) とは?

A 医療機関の窓口で提示することで、**医療費の支払いが、自己負担限度額まで**となる制度です。



申請方法はかんたん!

「**限度額適用認定申請書**」を協会けんぽホームページから印刷。
※協会けんぽから郵送することも可能です。

必要事項を記入し、**ご郵送**ください。
※「020-8508 協会けんぽ宛」で届きます。
(住所の記入は不要です。)



・70歳以上75歳未満の方の場合、「高齢受給者証」が認定証の代わりになりますので、申請書の提出は不要です。
(ただし、低所得者および現役並み所得者[標準報酬月額28万~79万円の方]を除く)

事前に認定証の交付を申請して、高額な窓口負担を自己負担限度額まで抑えましょう!



お問い合わせ先：TEL019-604-9070 (業務グループ)

保健事業の一部業務を外部機関に委託しております

ご加入者皆様の健康の保持増進を一層図るため、より多くの方にご案内させていただく必要があることから、保健事業の一部を外部機関に委託しております。

お忙しい中大変恐縮ですが、下記事業について委託業者より連絡がありましたら、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

事業名	委託事業者名	電話番号
被保険者に対する特定保健指導業務委託	株式会社ベネフィット・ワン	03-6870-2700
被保険者に対する特定保健指導継続的支援等業務委託	株式会社ベストライフ・プロモーション	044-754-4100
ICTを活用した被保険者に対する特定保健指導業務委託	SocioFuture (ソシオフューチャー) 株式会社健康サポートセンター	0120-537-143
未治療者に対する受診勧奨業務委託	株式会社EPファーマライン	0120-101-248

※業務委託にあたり、当該業務の実施に関し入手した全ての情報について、目的外利用等を行ってはならない旨の契約を交わしております。

お問い合わせ先：TEL019-604-9089 (保健グループ)

整骨院・接骨院で治療を受けられる方へ

整骨院・接骨院にかかる場合、協会けんぽから療養費として治療費の一部が支払われますが、健康保険の対象とならない場合もございます。

健康保険の対象となる場合

- 急性などの外傷性の打撲・捻挫・および挫傷(肉離れなど)・骨折・脱臼
※骨折・脱臼については医師の同意が必要です。(応急処置を除く)
(主な負傷例)日常生活やスポーツ中に転んで膝を打つ、足首を捻る等の原因で急に痛みがでたとき



健康保険の対象とならない場合

- 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や、症状の改善がみられない長期の施術
- 保険医療機関で同じ負傷等の治療中のもの
- 労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷 など

注意事項

- (1) 整骨院や接骨院に負傷の原因を正しく伝えましょう。
- (2) 療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で記入しましょう。
- (3) 「ついでに他の部分も」や「家族に付き添ったついでに」といった「ついで」の受診は支給対象外です。



お問い合わせ先：TEL019-604-9070 (業務グループ)

YouTube に申請書解説動画を公開中!

加入者の皆様のご意見を参考に、第2弾も作成中です!

検索ワード 「協会けんぽ 岩手支部」

動画のコンセプト

- ✓音を出さなくても理解できる
→フル字幕方式としました。仕事でも視聴できます。
- ✓知りたい箇所だけ視聴できる
→チャプターを設定しました。説明欄の目次や再生バーから知りたい項目のみ視聴できます。

動画名

傷病手当金支給申請書
よくあるご質問【協会けんぽ】



高額療養費支給申請書
よくあるご質問【協会けんぽ】



お問い合わせ先：TEL019-604-9018 (企画総務グループ)

☆令和3年度事業報告及び収支決算について

一般財団法人岩手県社会保険協会では、令和3年度事業報告及び収入支出決算について理事会、評議員会の書面決議により承認されました。事業報告の概要については次のとおりです。

【令和3年度事業報告の概要】

■制度広報活動

- 制度広報紙「社会保険いわて」の隔月発行
- 会員事業所に対する制度図書などの無償配布
 - ・「社会保険の事務手続(適用・給付版)」(5月)
 - ・「2021年版高齢者雇用・年金マニュアルシート(7月)」
 - ・「すこやかファミリーカレンダー」(11月)
 - ・「社会保険事業カレンダー(年齢区分社会保険手続)」(1月)
 - ・「在職中の年金受給の見直し」(3月)
- 会員事業所の年金・健康保険委員に対する制度図書などの無償配布
 - ・「年金・健康保険委員必携」(9月)
 - ・「社会保険ダイアリー」(11月)
 - ・「全国社会保険委員会連合会会報(第34号)」(11月)

■研修事業関係

予定	内容	場所
2月	【新任事務担当者研修会】 ○厚生年金・健康保険適用関係の事務手続 ○健康保険給付の概要	中止
7月・8月	【社会保険実務研修会】 ※未加入事業所対象 ○厚生年金・健康保険適用関係の事務手続 ○雇用保険関係の事務手続	中止
12月	【ビジネスセミナー】 「最新助成金しっかり活用」 「今ある助成金の有効活用」	盛岡市・北上市・釜石市 69名参加
2月	【社会保険実務講習会】 「令和4年度の年金制度改正について」 「職場でできる肩こり・腰痛解消体操」	大船渡市・一関市・盛岡市・北上市・宮古市・久慈市(二戸市は中止) 184名参加

■保健事業及び健康づくり事業

月日	場所	内容	
7月	滝沢市	【鞍掛山 軽登山】 協力:滝沢市山岳協会	中止
10月30日	遠野市	【民話の里 遠野健康ウォーク】 協力:民話のまち 遠野ウォーキング協会	62名参加
11月13日	平泉町	【世界文化遺産 健康ウォーク in 平泉】 協力:平泉歩こう会	92名参加
年間	会員事業所	健康づくり実施事業所への保健師等の講師派遣	2件
		健康づくり・疾病予防対策DVDの貸出し	22事業所(55件)
		常備薬幹旋案内	9月

■福利厚生事業(会員限定)

月日	場所/対象	内容	備考
9月	花巻市	ゴルフ大会	中止
年間	会員事業所	「施設利用会員証」の(更新)発行	7事業所
7月	会員事業所	文化事業(音楽、演劇等)の優待案内	劇団四季
9月	会員事業所		キョードー東北
3月	会員事業所		劇団四季

■会員拡大対策

実施月	対象	内容	備考
隔月	非会員	新規適用事業所に対する文書による会員加入勧奨(開示請求資料による)	随時

■社会保険委員会(年金・健康保険委員)への活動支援

- 「年金・健康保険委員功労者表彰伝達式」共催事業(11月)
- 日本年金機構主催「ねんきんポスターコンクール」事業支援(3月)

☆口座振替の導入につきまして

5月にご案内のとおり令和5年度より会費の口座振替を導入する予定です。意向調査について「希望あり」とご回答いただきました会員の皆様へは「口座振替の導入について(お知らせ)」を同封しましたのでよろしくお願ひします。また、新たに口座振替を希望される場合は「口座振替の導入について(お知らせ)」をご案内しますので、当協会までご連絡ください。FAXの回答も引き続きお待ちしております。

- ◆口座振替の場合は手数料の負担はありません。(希望されない場合はこれまで通り「払込取扱票」をお送りしますのでゆうちょ銀行をご利用の際は加算料金のご負担、各銀行をご利用の場合は振込手数料のご負担をお願いします。)
- ◆請求書、見積書、領収書を発行します。
- ◆振替日は毎年6月20日になる見込みです。
- ◆口座振替依頼書は提出後審査に時間を要しますので、新たに希望される場合は12月末までの提出をお願いします。

総務担当者 職場における労働衛生基準が変わったと聞きましたが、具体的にどういうことでしょうか?

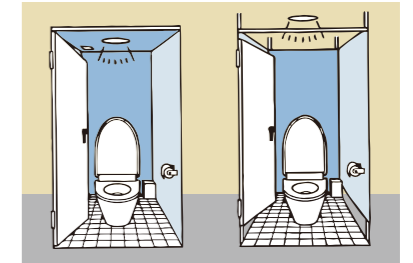
社労士 事務所衛生基準規則と労働安全衛生規則が改正されて令和3年12月に施行されました(※照度の基準については令和4年12月1日施行)。ポイントを3つに絞ってご説明します。

①トイレの設置基準

トイレは男性用と女性用に区別して設けることが原則ですが、同時に働く労働者の人数が10人以内の場合、「独立個室型のトイレ」を1個設置すれば区分しなくてもよいとする特例が設けられました。

総務担当者 「独立個室型」ですか?

社労士 図でみてみましょうか。図の左が「独立個室型」として認められるトイレです。トイレの全方向が壁などで囲まれていて、扉を内側から施錠できるようになっています。上部や下部にすき間がある図の右のようなトイレはダメです。



総務担当者 視覚的、聴覚的に守られているイメージですね。

社労士 ② 救急用具の内容

事業所には、負傷者の手当に必要な救急用具などを備えておく義務があり、救急用具の内容については、安全衛生規則で具体的な品目が指定されていました。包帯材料、ピンセットや消毒薬などです。それが、今回の改正によって具体的な品目が削除されました。

総務担当者 どう対応すればいいのでしょうか?

社労士 どういった救急用具が必要になるか、それぞれ事業所で検討することになります。安全管理者や衛生管理者、産業医などがいる場合は意見を聞きながら進めるのが良いと思います。救急用具の他にも、応急手当の際の感染予防の観点からマスクやビニール手袋などが必要ではないでしょうか。

社労士 ③ 照度の基準

作業場所を照らす光の明るさの基準が、従来の3区分から2区分に変更されました。「付随する事務作業」というのは、資料の袋詰めや、事務作業のうち文字を読み込んだり資料を細かく識別したりする必要のないものなどを言います。

眼精疲労などの防止のため、注意したい基準ですね。

従 来		改 正 後	
精密な作業	300ルクス以上	一般的な事務作業	300ルクス以上
普通の作業	150ルクス以上	付随する事務作業	150ルクス以上
粗な作業	70ルクス以上		

総務担当者 デスクで書類を読もうとした時に、よく見えなくて背中を丸めてしまうことがあります。照度が不足しているのかもしれないですね。今度測ってみます。他にも、今回の改正で見直す項目があるようですので、検討の際は相談しますね。

ささいな事でもお気軽にどうぞ!
詳しくはお近くの
社会保険労務士にご相談ください。
ホームページ▶ <https://www.iwate-sr.jp>



社会保険協会からの
お知らせ

事務説明会を開催しました！

2年ぶりの開催となった事務説明会は、4月から5月にかけて年金事務所、協会けんぽから講師を招き県内5会場延べ6回の開催で300名を超える参加者となりました。独自の資料の配布もあり、大変有意義な説明会となりました。



アイーナ会場



馬の里



福泉寺

民話の里遠野ウオーキング！

今年は6月4日遠野市土淵地区を会場に2コースに分かれ50名の参加で行われました。新緑と早苗のみずみずしさの中でウオーキング協会のご協力のもと福泉寺や馬の里での触れ合いなどを楽しむことができました。

ゴルフ大会を開催しました！

3年ぶりの開催となった大会は6月11日盛岡南ゴルフ倶楽部で初夏の日差しの下、女性2名を含む24名で開催されました。表彰式では複数の商品を獲得された参加者もあり、盛況のうちに終了することができました。



令和4年度版「社会保険の事務手続き」のお詫びと訂正について

5月に送付しました表記につきまして、修正箇所がありました。お詫びして訂正いたします。
2頁「短時間労働者に対する被用者保険の適用が拡大されます」

■短時間労働者への適用拡大の基準

【誤】	【正】
企業規模要件	企業規模要件
労働時間要件	労働時間要件
賃金要件	賃金要件
勤務時間要件	勤務期間要件
学生除外要件	学生除外要件

年金出張相談所

会場	8月	9月	時間	
盛岡	八幡平市役所(多目的ホール)	12(金)	5(月)	10:00~15:30
	ゆはず交流館(岩手町)	17(水)	21(水)	10:00~15:30
	葛巻町役場	24(水)	9月はお休みです	10:30~15:00
	紫波町役場	8月はお休みです	28(水)	10:00~15:30
一関	陸前高田市役所	18(木)	9月はお休みです	10:30~15:30
	大船渡市役所	25(木)	29(木)	10:30~15:30
	奥州市役所(本庁)	8月はお休みです	8(木)	10:00~15:30
	奥州市役所(江刺総合支所)	4(木)	9月はお休みです	10:00~15:30
宮古	青葉ビル第1・2研修室(釜石市)	18(木)	15(木)	10:00~15:30
花巻	遠野市役所本庁舎3階	4(木)	1(木)	10:30~15:30
二戸	久慈市文化会館(アンバーホール)	4(木)	8(木)	10:30~16:00
		25(木)	22(木)	10:30~16:00

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

【自動音声案内番号】

- 盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代) → 5
- 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代) → 1→2
- 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代) → 5
- 花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代) → 1→2
- 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代) → 5

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。